

平成30年度第1回福井市総合教育会議 会議録

1. 日 時 平成31年1月30日(水) 開会 14時50分 閉会 16時01分

2. 場 所 福井市順化小学校 3階 音楽室

3. 出席者 福井市長 東村 新一  
教育長 吉川 雄二  
教育委員(教育長職務代理者) 佐藤 藤枝  
教育委員 木村 敦子  
教育委員 春木 伸一  
教育委員 多田 和博

4. 事務局職員

<総務部>

総務部長 玉村 公男  
総務部次長 小倉 敏之  
総合政策課長 坂下 哲也  
総合政策課主査 島出 浩太

<教育委員会事務局>

教育部長 内田 弥昭  
少年対策参事官 北川 登  
教育次長 齊藤 正直  
教育総務課長 久々津 久和  
学校教育課長 小林 真由美  
教育総務課副課長 前川 昌司  
学校教育課副主幹 山本 哲也  
教育総務課主事 池田 拓朗

<説明のために出席した者>

順化小学校校長 高村 さとみ

5. 協議事項

・インクルーシブ教育について～多様な障がいのある児童生徒への対応～

## 6. 議事の経過

事務局

(教育総務課長)

それでは、ただ今から、平成 30 年度第 1 回福井市総合教育会議を開催いたします。市民憲章の唱和を行いますのでご起立願います。

市民憲章を唱和

どうもありがとうございました。ご着席ください。まず始めに、開会の挨拶を東村市長お願いいたします。

東村市長

あいさつ

事務局

(教育総務課長)

ありがとうございました。続きまして、教育委員会を代表して、吉川教育長より挨拶をお願いいたします。

吉川教育長

あいさつ

事務局

(教育総務課長)

ありがとうございました。それではここからの進行を東村市長、よろしくお願いいたします。

東村市長

それでは、会議を進めます。本日は今ほども話の中にありましたように、「インクルーシブ教育、多様な障がいのある児童生徒への対応」について協議いただきたいと思います。まず、事務局から資料の説明をお願いします。

事務局

(学校教育課長)

学校教育課の小林です。資料の 1 をご覧ください。資料でご説明する前に山本副主幹より少し事前の説明をさせていただきましたので、その内容と重複する点もございますが、概要だけ説明させていただきたいと思います。

本日のテーマはインクルーシブ教育です。まず、インクルーシブ教育とは、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶことですが、いわゆる全員参加型の社会、共生社会の形成に向けまして、同じ場で障がいのある者もない者も共に学ぶということを追求するという、それに加えまして、そうした教育的ニーズのある子に対しまして、教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な学びの場というものを提供していくという、インクルーシブ教育システムの構築が一番重要であると言われております。

左側の特別支援教育の対象の概念図のところを見ていただきますと、それぞれ支援の程度によりまして、特別支援学校、小中学校におけます特別支援学級、通常の学級の中でいわゆる個別に取り出して指導する通級指導というような形がありますが、右側の方をご覧くださいますと、特に福井市における現状を載せています。(1) 特別支援学級から見ますと、平成 19 年度から全国的、そして福井市においても大幅に増加しておりまして、今年度、平成 30 年度は、児童生徒数が 385 人、学級数が 111 学級ということでして、

福井市も全国と同様に増加しているところです。特に学級数については、全国よりもより急激に増加しております。一学級の児童生徒数を少なくして、手厚い支援を行うということで、学級数が増えているところです。

(2)は、通級による指導です。先ほど申し上げたように、通常の学級に在籍しながら、ほかの子どもたちと同じように通常の授業を受けながら、特別な指導の時間を設けて、取り出して指導を行っているものです。その通級による指導を行っている児童数が167人、設置校数としては22校ということで、これも全国より急速に増加しているところでして、福井市はこの点でも手厚い支援を行っているところです。

さらに(3)は、先ほどの通級指導も含めまして、発達障がいの診断がある子、例えば特別支援学級の判断がある子、特別支援学校の判断がある子が、通常学級の中で授業を受けるというように、実際に診断があっても特別支援学級に行くかどうかというのは保護者の判断ですので、通常学級の中で、ほかの子どもたちと一緒に今日のように授業を受けているようなケースもたくさんあります。通常学級で発達障がいのある子や支援が必要な子は、福井市でだいたい7～8パーセントということで、通常学級の中でのそうした子に対する支援も必要になってきております。

(4)は、今日、対象の児童生徒を見せていただきましたが、平成30年度、介助対象の児童生徒としては、福井市で現在6人おります。介助の必要な子に対しては、福井市で1人ずつの介助員をお願いしていただき、その支援をしているところです。その数を見てもらっても、対象の子が非常に増えていまして、来年度はさらに増えて9人と予測していますが、この先、医療の進歩や保護者のご希望によってさらに増えていくと予測されています。

2枚目をご覧ください。福井市の主な特別支援教育の取組を挙げています。まずは、特別支援教育専門委員会というものを年に3回開いております。教育だけではなく、医療、福祉、行政の各分野からいろんな方にメンバーとして入ってもらいまして、福井市の特別支援教育の大きな体制づくりを検討しております。

それから、特別支援教育コーディネーターの配置ということで、これは各学校で1人以上必ず置くというようにお願いしていただき、特別支援学級の先生になってもらうというよりも、むしろ、教頭とか養護教諭など管理職がなっているところがたくさんあります。その学校の中の特別支援教育を外部の機関と繋いだり、あるいは保護者と繋いだりというような、連携の推進の役割を担う教員です。この方々のお互いの話し合いをする地域別協議会というものも設けていますし、あるいは小中、保育園や幼稚園の移行支援を協議する連絡協議会もこの方々に参加してもらって開催しています。

それから、教育支援委員会というものを年に8回開催しています。それぞれの障がいのあるお子さんに対して、就学先に関する情報提供だけでなく、早くから一貫した支援についていろいろな形で助言をしているところです。この教育支援委員会で、就学相談会というものを開いております。年2回、

主に夏休みに行われているのですが、前半3日間は小学校就学前のお子さんを対象として実施しています。それから、残り3日間に関しては、すでに学校に就学している子を対象とした、既就学相談会を実施しています。そのお子さんに適した就学先、例えば特別支援学校へ就学する、あるいは特別支援学級へ進学するというようなことについて、保護者も交えて相談をしているところです。

それ以外にいきいきサポーターの配置ということで、特別支援学級に関わらず、通常学級の中でも発達障がいの傾向があるような子どもたちに対して、支援を行う福井市の独自の非常勤職員です。学校の中では非常に助かっているという声を聞いており、全69校に1人ずつ必ず配置しておりまして、今年度は84人の方をお願いしています。それでもまだまだ小学校に2人なり、3人なりの複数配置を望む声がたくさんあります。

それから、障がい児介助員ですが、先ほど申し上げましたように、介助員を必要とするお子さんが4校に6人ということになっております。平成30年度は6人すべての子に介助員をお願いしています。

それから、施設の改修ということで、階段の手すりの設置、トイレの洋式化など、平成30年度、4件の改修を行っています。

このほかにはそこに書いてあるような研修もたくさん開催しておりまして、教員、あるいは支援員、介助員も日々、研修を重ねながら、自分の力量向上を目指しているところです。

課題としましては、先ほどから申し上げております、合理的配慮ということとして、他の子と平等に教育を受けられるようにどのようにしていったらよいかという配慮です。そこに挙げられていますように、一つには教員・支援員等の確保・充実、それから施設・設備の充実ということでいろいろ課題を抱えています。今日、実際に見ていただいたところですが、年々増加しています介助の必要な子たちへの対応について、先生が全体の子どもたちを教えている中では介助を必要とするお子さんに十分に支援をすることはなかなか難しいので、やはり介助員の力はずいぶん大きいなと私の方も感じました。それから先ほど申し上げました医療的ケアということで看護師資格を持つ介助員がなかなか見つからなくて、これからこういう子たちが増えていくと、その方々を確保するためにどのようにしていったらいいかということも課題となっています。それから、介助員の対象という判断はついてないけれども、病気や肢体不自由への配慮が必要な子たちへの細かな配慮ということも必要になってくると思います。それから、先ほど申しました7～8パーセントいる通常学級の中で発達障がいやその疑いのある児童生徒に対して、適切な支援を行う、例えばいきいきサポーターだとか、そうした支援の方々がまだ十分確保できていないという現状への対策も課題となっています。それから特別支援学校の免許を持っている先生方が、今、非常に小中学校で不足しております。これは福井県の教員採用試験のやり方が少し変わり、校種別の採用となりました。そうってから、免許を持っている方が優先的に特

別支援学校へ配置されてしまうという現状があります。そうすると特別支援学級に免許を持った方が配属されてこないという現状があります。そうしたことに対する専門的な知識をもった方の確保ということが課題として挙げられると思います。それから肢体不自由児が増えてきたということで、さらなるバリアフリーとかトイレ等の基礎的環境整備が必要ということも挙げられると思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

東村市長

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。何かありましたら挙手をして発言いただければと思います。

春木委員

具体的なことで聞きたいのですが、例えば、いきいきサポーターという方は、どういう人がなられているのですか。それから障がい児介助員で看護師資格がある人は分かるのですが、それ以外の方というのはどういう方なのでしょう。

事務局  
(学校教育課長)

いきいきサポーターの方は、一応、教員免許を持っていたり、あるいは社会福祉関係の職に就かれていたりする方がほとんどですが、それを持っていないとだめという規制はありません。以前はそういう資格が必要であるとしていたのですが、今はそうになっていませんので、そういう気持ちがあればどなたでもお願いできるという形になっております。ただ、ほとんどの方を見ますとやはり何かの学校に関わっていた方だとか、医療とか福祉とかに関わっていた方が多くを占めています。

介助員につきましては、医療的ケアをする場合は看護師資格が必要ですが、それ以外の場合には何もありませんので、それこそ子どもを思う気持ちがあればということですね。

春木委員

基本的にはボランティア的な性格を持っていると考えていいですね。

事務局  
(学校教育課長)

そうですね。こちらで一応、面接してこの方をお願いしていいかということをしております。

吉川教育長

関連して、介助員の募集というか、来年度は9人と予想されているのだけれども、募集という形で集まっているということですか。

事務局  
(学校教育課長)

ハローワークを通して、募集しているところです。医療機関などでもお願いはしています。

吉川教育長

万が一、見つからないというような場合はないのですか。今はなかなか人材確保が難しいという状況ですけども。

事務局  
(学校教育課長)

ぎりぎりまでどうしようということは何回かありましたが、今のところ、本当にいなくて、この子たちが学校に行けないというようなことは起きていません。学校が4月に間に合わせようと思うと、今から一生懸命探しているところでして、何とか今、数ぴったりくらいで探せているというような現状です。この先は大変不安なところです。

吉川教育長

そもそも介助員をつける、つけないという判断は、教育支援委員会でされているのでしょうか。

事務局  
(学校教育課山本副  
主幹)

介助員をつけるつけないの判断については、福井市の教育支援委員会の専門の先生方の集まりの会議の中で、お子さんの調査をしています。そして、学校、保護者の方の話を聞いた上で、その必要性について判断しているのが現状です。

春木委員

研修会の実施ですけれども、専門性を持った方の研修会というのは当然やるべきだと思いますが、教職員課題別研修は、例えばスポーツに関する研修とか特別支援教育に関する研修といったことをしているのですか。

事務局  
(学校教育課長)

特別支援教育というのがスタートした頃というのは、しっ皆研修という形で、先生全員に受けてもらうという形でした。この課題別研修に関しては、夏休みの期間を利用して、全教員がいくつかある講座の中から、自分で受けたい講座を選択するという形になっておりまして、特別支援教育に関することについても、いくつかこちらから提示して、それを受けたい人が選択するという形になっています。

佐藤委員

学校へ入学される対象のお子さんは、自分の地域以外、例えば順化小学校が設備的にもいいし、先生方で専門の方もいるので、自分が住んでいる地域は順化小学校区じゃないけど、順化小へ行きなさいとか、行きたいとかそういうエリアの問題というのは希望どおり行くのでしょうか。

事務局  
(学校教育課山本副  
主幹)

まず、お子さんの就学については、校区の小中学校のほうに就学するのが原則です。中には、特別支援学級がない場合もあります。以前ですと、何人か対象のお子さんがいないとその学校につくることがなかなか難しかった現状があったのですが、今は、県のほうで、1人でもつくれることが多くなってしまっていて、特別支援学級がない学校だったとしても、対象のお子さんについて、本人・保護者や学校の希望があれば、県に申請を出して、つくるということは可能となっています。

東村市長

特別支援学校教諭免許というものはどういうものですか。

事務局

(学校教育課山本副  
主幹)

特別支援学校教諭免許状は、特別支援教育ということで、障がいのあるお子さんに対する指導、支援に関して勉強されてきた学生が取得できる資格です。小学校であれば小学校教諭免許状というものが必要で、中学校では教科でそれぞれ必要になりますが、特別支援に関わるものであれば特別支援の専門的な知識ですとか、指導力とかが必要になりますので、そちらのほうで勉強してきて、そちらの免許も取得している方が望ましいという状況です。

東村市長

そうすると小学校免許というのは、教科免許というのは特段持たなくてもいいのかもしれませんが、中学校だと教科免許が要りますよね。中学校で教える免許と、特別支援学級で教える免許というのを2つ合わせて必要になるのですか。

事務局

(学校教育課山本副  
主幹)

小学校は小学校の免許状と、特別支援学級の先生になる場合には、特別支援学校の免許状があるのが望ましいです。中学校については、中学校の各教科の免許と、特別支援学校の免許状は必要です。ただ、中学校は各教科担任制になりますので、特別支援学級の先生が免許を持っている教科以外は、いろいろな先生に自分の学級に入ってもらいます。

吉川教育長

「特別支援学校」という免許はないですよ。

事務局

(学校教育課長)

特別支援学校教諭免許というのは、特別支援教育の課程で単位をとって卒業するともらえるのですが、その免許がある方は、今の教員制度の採用だと小学校枠、中学校枠、特別支援学校枠があって、特別支援学校枠にその免許を持った方々がみんな受けに行ってしまう。採用の際には特別支援学校に配属されますので、小中学校の方の特別支援学級へは、なかなか免許を持っている方が来ないことになってしまいます。免許を持っていなくても、支援学級の担任をするということではできるので、今、実際に特別支援学級の担任をされている先生が、みんな支援学校の免許を持っているわけではなくて、普通の小学校という免許だけで支援学級を教えているという方はたくさんいるという現状です。

東村市長

そうすると普通の小中学校で教えている先生よりも、特別支援学校の先生のほうが免許を1つ多く持っていないといけないということですか。

事務局

(学校教育課長)

支援学校の先生は、小学校か中学校の免許が必要です。

吉川教育長

小学校と特別支援の免許を取って、それで小学校枠の試験に合格すれば小学校に配置され、小学校で教えながら特別支援の免許を持っているという人

もいるのだけれども、大概、そういう免許を持っている人は、特別支援学校を希望するので、基本的には県立の支援学校へ行ってしまう。小学校プラス特別支援の免許を持っている人は大概そちらへ行ってしまうというのが現状です。

佐藤委員                      そちらへ行くメリットがあるのでしょうか。

東村市長                      倍率が低いのではないのでしょうか。

吉川教育長                      それと専門性を活かすということで、やはり特別支援学校は専門性のあるところ。以前は、一括採用で、特別支援の免許を持っている方も小学校か中学校のどちらかの免許は持っていますから、県の方で、特別支援学級を持つ小中学校にもバランスよく配置してもらっていましたが、それが今、学校ごとの校種別の採用になってしまったので、そういった偏りがあるということです。その分、小中学校にいて、免許を持っている方がだんだん減っているという現状があります。

東村市長                      学校の校種別採用というのはどういう意味ですか。

吉川教育長                      小学校に行きたい人は、小学校の枠で受ける。中学校に行きたい人は中学校の枠で受ける。高校に行きたい人は高校、特別支援学校に行きたい人は特別支援学校の枠で受けるということです。もちろん併願も出来ます。

以前、私たちが受けたときには、採用になったときに初めて小学校に行くのだとか、高校へ行くのだとか、採用になってはじめて分かったのですが、今は最初からその学校を目指して受けるというシステムになり、それから4年か5年経ってますね。

佐藤委員                      今の小学校の先生は中学校へ行くとか、中学校の先生が小学校へ行くというのはなくなったのですか。

吉川教育長                      いや、それはどっちも渡るようにということで異動のときにできるだけ校種間異動というのは進められています。

東村市長                      その校種間異動ができるというのは、小中の免許を持っている先生だけということですか。

吉川教育長                      そのとおりです。小学校免許しか持っていない方は、校種間異動ができません。特別支援学校の先生で、別校種を希望すれば、小中学校に来られるということはあるのですが、その数は非常に少ないです。



木村委員

小学校や中学校の特別支援学級へ異動することを望まない先生が多いということですか。

事務局  
(学校教育課長)

そうではないです。受けやすいところがいいとやはり思うので、支援学校の免許を持つてる方は、その枠の学校を受けることが多いのではということですね。また、以前は、一括採用されて、そして面接のときにどちらへ行きたいですかと希望を聞かれて、振り分けられたようなことがあったのですが、今はその枠のところを受験するということなので、そこを受けるということが希望の現れというふうに見ることができると思います。もちろん支援学校へ行っても、その後、小中の支援学級のほうに交流のために異動するということもあるので、全部が全部支援学校に集まっているということはありません。

木村委員

戻りますが、子どもを持つ保護者としては、やはり地域の学校へ行けるとするのが一番うれしいのかなと。障がいの重さにより、どうしても特別支援学校に行かなければならないということもあると思いますが、選べるのであれば、地域の学校にとなったときには、やはり今日もクラスを見させてもらって、いろんな子どもと接することがその子にとってもすごい成長になるということ先ほど伺ったので、保護者の方や本人がその学校に行きたいと希望が言えるのであれば、可能な限り、そういう状況をかなえてあげたいなと強く思いました。

地域の学校に行きたいと希望されているのであれば、介助員の募集形態としては、ハローワークとか看護協会とか大きいところとなりませんが、例えば地域の社会福祉協議会とかへ介助員を募集していますということをもっと強くアピールしてもらおうとか、実際私は看護師ですが、学校で看護師の免許を持っている人が活動するというイメージがあまりありませんでした。実際に現場で看護師をしている人のなかで、フルで働いている人には難しいとは思いますが、これから仕事を探そうとしている人や、今まで休んでいたけれども再度仕事を始めようかなという人へ、こういう仕事がありますよと情報をよりわかりやすく知ることができたら、すごく広がるのではないかなと思います。

東村市長

看護師の数が足りないとなると潜在看護師をリストアップしていくようなシステムが動き出すんですね。資格は持っているけれども、子どもが産まれたり、子どもがいて、とても三交代はきついということで辞めたりしているような看護師もたくさんいるので、そういう人たちのリストアップをしていって、こういう仕事があるけれどもお願いできませんかというような動かし方をここまでの間ではしてきています。

春木委員

福井市の特別支援教育の主な取組について、たくさんやられていますけれども、実際に特別支援学級とか通級へ通った子どもが、もう大きくなっています。あるいはその親御さんが、そのことによってどのように感じたか、こういう点が良かった、不満だったという意見を求めるということをやられたほうがいいのではないかと思います。

事務局  
(学校教育課長)

ご指摘に関し、なるほどと思ひまして、個人的に私も支援学級で授業に入ったことがあります。卒業してから何年か経って、ばったり会って、今どうしているのかと聞くと、いろいろあの頃はこちらも心配したけれど、こんなに立派になっていて、このような仕事をしていると話してくれました。さらには中学校の先生にこんなことをしてもらって、という話も出てくるので、今、おっしゃられたように、そうした機会を設けて、その頃にもう少しこういうのがあればという声を聞くのは非常に良いなど。システムとしては、特別支援教育専門委員会が体制づくりをやっているところなので、そういうところに提案して、卒業した方とか関わっていた方に話を聞いて改善箇所を見つけていくということはやらせていただきたいと思ひます。

吉川教育長

身内をほめるわけではないですが、小中学校や特別支援学校は、その子どもたちがいる間は非常に手厚く支援していると思ひます。問題はその後、就労の面であるとか、卒業後、その子どもたちをどう支援していくのか。我々、小中学校だとなかなか就労支援のほうまで支援することは難しいのだけれども、結局その後の出口ですよね、そのような状況はどうなっているのでしょうか。情報はありますか。

事務局  
(学校教育課山本副  
主幹)

小中学校を卒業しますと、進路としては、例えば特別支援学級にいたお子さんが、県立の学校に行く場合もあるし、私立のほうに行く場合もあるし、中には特別支援学校に進む子もいます。そこで、さらに、就労のこと、あるいはその先の大学に行く方もいるとは思ひますが、そのあと、サポートしてもらえる福祉サービスを受けることが多くなってきます。今、福井市では、障がい福祉課であったり、市の自立支援協議会というところで、そういった方々の就労先、支援を考える部会がまた別にあるので、そういった機会を利用しながら、お子さんの将来の状況について把握しないといけないと思ひました。

吉川教育長

一般就労できるようになれば、特別支援教育を充実させた甲斐があったなと思ひえる部分があるのだけれども、なかなか、やはり程度によっては一般就労に就けない方はまだまだ多いです。今、春木委員が言われたように、学校にいる間は、親御さんから、手厚くしてもらってありがたいといった意見をよくもらうのですが、そこから先、卒業させてしまうと情報がなくなってしまうところがあるので、実際にどうだったのか、こういう支援の中で本当に

将来のためによかったのかどうかというのは追っていかないといけないのかなと思います。

あと、合理的配慮とあるのですが、どの程度までをとというのはおかしいのですが、合理的配慮の基準みたいなものはあるのでしょうか。

事務局  
(学校教育課山本副  
主幹)

資料1の4.課題のところ、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さない範囲で、障がいのある子どもが、他の子どもと平等に教育を受けるために、とありますが、例えば、肢体不自由のお子さんがいて、この学校にエレベーターをつけてくださいとなると、やはり財政面ではかなりの負担になります。そうなったときに、それはできないけれども、代わりにここまでならできますということを示していく必要があります。まず、本人、保護者からの申し出がありまして、それを、学校が、周りの行政機関も含めて、どこまでできるか、そして、ここまでしかできないならその理由を、そして代替案を出すというところまでして、そして、お互いが合意形成をするというのが着地点になります。話し合いで相手に理解してもらうということが重要になります。

佐藤委員

このときに国や県からの特に財政面での援助というのはどのくらいあるのですか。

東村市長

施設整備では補助がありますよね。

事務局  
(教育総務課長)

施設整備自体はありますけども、合理的配慮と言いますか、特別支援教育のためのというのはありません。

東村市長

エレベーターが必要となって、エレベーターをつけたとすると、国からはどれだけというのはあるのではないですか。

事務局  
(教育総務課長)

エレベーターは対象になります。国が1/3で、県はなくて、市が2/3です。あと、医療的ケアを行う障がい児介助員の配置については、国庫補助が1/3出ます。

東村市長

財政的な面については、制度はあっても、この年にそれだけの予算を持ってもらわないと、こちらが頼んでも、ついてこないということがあるので、ここが難しいところです。

佐藤委員

介助員対象児が9人になるということで、早めに要望するというわけにはいかないのですか。

東村市長

まずはその方が、どこの学校へ行って、そこでどういう教育を受けるのかということ望んでいるかが分かって、そこから教育的設備にどういうものが必要かということが分かって、それに基づいてやりだすので、なかなか1年目は手がつかないまま進んでしまうというケースが多いと思います。

事務局  
(教育部長)

これまでですと、段差解消とか、トイレの改修とか、階段の手すりとか、エレベーターではないですけども、入学が決まってからその都度、入学までの間に行っています。

春木委員

インクルーシブ教育に関しまして、これからの日本の社会というのは共生社会、ダイバーシティを容認するというので、今回は障がいですね。今、意見としては、障がいのある子を積極的に社会へ参加できるようにするという方向性ですけど、それだけじゃなく、反対に障がいのないお子さんが、頭で考えるのではなくて、障がいのある子と一緒に生活し、教育を受けることによって、ダイバーシティに慣れていくという発想が必要ではないかと。そのために福井市としては、いったい何ができるのだろうかということについて、どうですか。

吉川教育長

学校としては、特別支援学校や支援学級との交流は進めています。地域間交流とか、同じ地域の中でも中学校の生徒さんが小学校に行ったりとか、特別支援学校へ行って交流を図ったりということは、実際はしていますけど、すべての学校でしているのでしょうか。

事務局  
(学校教育課山本副  
主幹)

県の方針もあって、これまでしていなかった学校はすべて学校間交流をするようにということで、来年ですべての学校がすることになっています。支援学校に行っているお子さんがその地域の小学校、中学校のお子さんと継続的に交流しています。

東村市長

今、春木委員が言われたように、インクルーシブ教育そのものが、障がいのある子と障害のない子がお互いに気持ちを理解しあってやっていくよと、そういう教育システムをインクルーシブ教育というのでしょうか。教育の場合には、質を求める部分と、それを行うための数が必要な部分と2つあって、先ほどの教員の資格要件で言うならば、みんなが特別支援教育の免許をもてばいいじゃないかという発想もありますよね。その代わりに、いきいきサポーターのような人はたくさん雇って、看護師でそういうことができる人も何人が雇っておくというようなことが数の論理として必要になってくるということです。けれども、この配置を難しくしているのが、国は、教員の採用枠は県が一括的にやるという方法で、なかなか市町村の問題点と県の考える問題点が一緒にならないということに日本の教育の大きな問題があるのかなと思っています。

吉川教育長

採用はあくまで県がして、市町へ配置するという。政令指定都市になれば自分でできはしますが。

東村市長

そこも問題があって、教員希望者は、政令指定都市の周りの市町村も含めて、新潟県なら新潟市の教員の採用を受けるんですよ。そうすると周りの市町村のところは教員がいなくなってしまうんですよ。非常に偏ってしまうので、ここも悩ましいところだといわれています。

インクルーシブ教育の先進国というのはどこですか。

吉川教育長

欧米諸国ですね。元々、インクルーシブ教育はアメリカとかそちらのほうから始まってきてまして、インクルーシブとは要するに「包括する」と、逆に言うとエクスクルーシブが「排除する」という意味なので、障がいがある子を排除する教育ではなくて、そういった子も一緒に見ましようというのがインクルーシブ教育なのです。そうすると、例えば特別支援学校や特別支援学級のように、別個にするというのは良くないのではないかという議論もあります。ですが日本の場合は、特別支援教育になって長らく経っているので、そこも含めてインクルーシブという言い方をしています。

事務局

(学校教育課長)

今日、授業の様子を見てもらってすごく感じてもらったと思いますが、その子のがんばりもそうですが、その子の周りを取りまく子どもたちも含め、そこには温かなものが流れていて、それはむしろ、その子たちがいてくれるからそのことでみんなの心が温かく育つということはあるなと思いました。本日見せていただいた支援学級も介助員が必要なお子さんは見るからに繊細で、非常に大事にしてあげないといけないということを誰もが感じていて、支援を受けるべき支援学級の子も、また自分もそうやって彼に手厚くしてあげないといけないという温かな気持ちが育っているなと思いました。私はインクルーシブ教育をやるときに障がいのある子どももちろんだけれども、それよりも周りの子が育つとか、そちらのほうに意義が大きいのかもしれないと思います。今、判断を受けていても通常学級に入ってくるということは、先生側は大変かもしれないけれども、子どもたちの育ちを考えたときには、非常に有効だと思っていて、交流を仕掛けていくことも良いとは思っていますが、クラスにそういう子が1人いることで育っていくということが、1つの福井市の取組みにつながっていくのかなと思っています。

佐藤委員

授業を見せてもらう前は、その子がいじめの対象になるのではないかとこの心配もあったのですが、授業を見ている限り、先生方の指導も良いので、いじめの対象にはなっていないと感じたので、とてもすばらしいなと思いました。

多田委員

学校教育課長が言われたような気持ちに私もなったのですが、支援するために、合理的配慮のためにということで、介助員をつけるというのは、予算の問題もあるとは思いますが、方向性としては良いことだと思っています。しかし、逆に、目に見える障がいたとそうなるのだけど、目に見えない障がいの人が通常学級にいて、その人の価値観をどうやって吸収するのかというところで、現場の教室の中で集団的教育をしたときに実はストレスを感じているかもしれません。発達障がいのある児童生徒や発達障がいの可能性のある児童生徒の数が7～8%と増えてきているので、そこでの価値観や環境というのは、ハード面とは違った取組みが必要なのかなと思います。それを研修会などで先生が取り組むのだろうけども、そのクラスはどのような進め方をすればいいのか、例えば自閉症の子がいて、優しく教えてもらうほうがいいと思うかもしれないし、あるいは元気に教えてもらうほうがいいという価値観をもっているかもしれないので、そのあたりの合理的配慮というのは、ハード面より非常に難しいと思います。そのあたりについて、今後も力を入れていかなければならないと感じたところです。

吉川教育長

すべての先生がその子を上手く理解してあげることが必要だと思います。障がいがあるなしに関わらず、市長が言われるように先生みんなが特別支援教育の免許を持っているのが理想ですけども、なかなかそうはいかないので、そこは研修でどこまでできるのかはわからないですけども、やはり校内で先生方同士が情報交換をしっかりといただいて、子どもに対する一人ひとりの支援を考えていくのが本筋かと思います。ソフト面での合理的配慮は、ある程度先生方で努力しなければならない部分はどうしてもあります。一人ひとりを理解して、どうしたらその子が伸びるのか、教育的効果を得られるのかというのはケースバイケースなので、場合によってはチーム会を開くなどいろんな個別的対応をしていかないといけないというのが現状です。そうすると先生の負担が増えるのではないかという逆の心配が出てくるんですけども、特別支援教育というのはこれだけ通常学級の中に発達障がいの部分も含めて増えてきていますので、そこはやはり先生方ががんばってもらわないといけない部分だろうなと。ソフト面での合理的配慮というのはそういうことかなと思います。

東村市長

特別支援教育コーディネーターとありますが、特別な資格や要件はあるのですか。

事務局  
(学校教育課長)

普通の教員が、学校の中で特別支援教育コーディネーターとして一つの校務分掌という形で、役割が与えられています。管理職がなってくると学校全体を動かしたり、外部の機関との連携もしやすいので、こちらとしては特別支援学級の担任の先生になってもらうのではなくて、管理職などの全体を見ることができる人になってくださいと奨励しています。

東村市長  
いじめ対策などの関連でいくつかの名称でコーディネーターが各学校に配置されたり、学校いくつかで1人という配置の仕方があったのではなかったかと思うのですが、それはどのようなものでしたでしょうか。

吉川教育長  
それは加配ですね。いじめ・不登校加配ということで、教員の加配はあります。

事務局  
(学校教育課長)  
東村市長  
スクールカウンセラーは各学校に1人ずつ配置されています。

事務局  
(学校教育課長)  
東村市長  
スクールカウンセラーは特別な資格が必要ですよね。

事務局  
(学校教育課長)  
資格が必要です。その方々は教員ではなく、専門の方なので資格をもっていて、市も小学校カウンセラーとして委嘱しておりますし、県のカウンセラーもいるので、全校に配置されています。それは、例えばいじめがあったときに一人ひとりをカウンセリングの面から子どもたちに話をしてくれます。このときのコーディネートは学校の教員の中から選んだコーディネーターが行う形になります。

佐藤委員  
例えば、教頭先生が、カウンセリングに関するコーディネーターや、発達障がいのある子とか気がかりな子などの児童生徒のための外部との連携窓口などの役割があるコーディネーターを担っているという理解でよろしかったでしょうか。

事務局  
(学校教育課長)  
そのとおりです。学校の中で、その子のためにケース会議を開こうというような呼びかけをしてくれたりもします。順化小学校ではどのようにしていますか。

順化小校長  
本校の場合ですと、養護教諭が教育相談も兼務しておりますので、児童の心理面のサポートということで養護教諭が特別支援教育コーディネーターとなっております。もう一人は特別支援学級の主任が副という形で2人体制をとっております。一番良く動けるのは、養護教諭ですので、養護教諭が立案したものを教頭が相談役となって、養護教諭から外部へ連絡をとるほうが良い場合と、管理職としてとるほうが良い場合とに分けて対応しております。

先ほどご意見があったかと思いますが、子どもの心の面とか、インクルーシブを進めるにあたって、今、教員は、ユニバーサルデザインという視点での授業改革を意識して取り組んでいます。Aさんには対応できるけど、Bさんには対応できない指導技術は本当に適切なのかどうかということで、AさんにもBさんにもCさんにも対応できるベストな授業方法とか授業技術は何だろうかということのを常日頃考えて実践しています。管理職としてもそう

いった視点で情報提供したりとか研修を勧めたりしています。

これまで、特別支援教育コーディネーターをしてもらうために、適切な人を人選して研修を受けてもらうだとか、教頭自身が研修を受けて特別支援教育コーディネーターとしての役割を自覚して活動するというような流れをとっているかと思います。平成19年からと、もう10年以上経ってしまして、各校1人以上は特別支援教育コーディネーターがおり、本校については幸いにも2人体制でできています。

東村市長

ほかによろしいでしょうか。

今日ここで結論がすべて出るというものでもないのしょうけども、インクルーシブ教育という大きなテーマの中でやらなければならないことがたくさんありますけれども、今ほどの議論の中にもあったように、先生方の能力アップという面もあるでしょうし、予算をどうやって教育現場に持ってくるかという課題もあると思います。そのようなことを、目標を定め、その目標に向けて少しずつ対応をとっていくということが必要だと思いますので、今日出た意見を踏まえて、まずは、目標をどのようなところにセットし、その目標に向かってどのような対応策を講ずるかというところを少し整理して、最初の段階はここまで、次の段階でここまでという形で、少しでも対応を取っていけるように考えたいと思います。また、先ほども申し上げたように、国の教育に対する考え方、県の職員数をどうするかという考え方とも大きく関係がありますので、そのようなところでの意見として我々の意見としてどのようなことを申し述べればいいのかということ併せて整理をお願いしたいと思います。

やはりこれまでも問題はあってもなかなか手がつけられずに今日まで来ているところがたくさんあると思いますけども、インクルーシブ教育という大きな目標の元にどのように理念に近づいていけるかということを目指して、特に福井市の教育をそのような形で一歩前進させるようにしていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

今日の会議は以上のとおりとなりますが、何かほかにご意見、ご質問がありましたらお願いします。

特にご意見がないようですので、進行を事務局にお返しします。

事務局  
(教育総務課長)

それでは次回の総合教育会議でございますが、特段のことがない限り、来年度の開催を予定しております。テーマあるいは期日等につきましては、決まりましたらお知らせいたします。以上でございます。

東村市長

それでは今日の会議をこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。